

沖縄県企業局一般競争入札公告第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年10月5日
沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮城 力

1 工事概要

(1)	工 事 名	石川～上間送水管布設工事（古謝～泡瀬工区）その7		
(2)	工 事 場 所	沖縄市泡瀬地内		
(3)	工 種	水道施設工事		
(4)	工 事 内 容	本工事は、石川～上間送水管のうち、沖縄市泡瀬地内に送水管を布設するものである。 ・管種：ダクタイル鋳鉄管 φ1350mm ・延長：L=330.6m ・工法：推進工法		
(5)	工 期	契約締結日の翌日（土日祝日を除く）から令和10年6月22日まで		
(6)	入 札 方 式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。		
(7)	総合評価の適用方式	簡易型I型	(8) 発 注 形 態	特定建設工事共同企業体（特定JV）発注
(9)	資 格 審 査 方 法	事後審査（自己評価）型		
(10)	そ の 他 適 用 の あ る 法 令 、 制 度 等 <div>（本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）</div>	○ リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
		○ 低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者(以下「低価格入札者」という。)は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。 ※令和元年7月2日付けで、失格基準価格が改正されました。詳しくは、ホームページを御参照下さい。	
		準備手続（予算成立前）	※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。	
		準備手続（交付決定前）	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。	
		準備手続（繰越承認前）	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌償)手続の関係上、入札を延期する場合がある。	
		○ 債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。	
		若手技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文2(13)及び入札説明書1(1)ウを参照のこと。	
(11)	適 用 す る 労 務 単 価	令和8年3月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	
(12)	本工事に係る設計業務等の受託者	株式会社三矢コンサルタント		

(13)	その他		週休 2 日 試行工事	※本工事は、週休 2 日の取組を推進するための試行工事である。 詳細は、特記仕様書参照のこと。
			発注者指定型	※本工事は、I C T 活用工事（〇〇工）の対象工事である。
			施工者希望型	※本工事は、施工者の希望により、I C T 活用工事（〇〇工）を実施するものとする。
			難工事指定試行工事	本工事は、施工実績をその後の工事発注での総合評価において、「難工事施工実績」として加点評価するための試行工事である。 ※詳細は、特記仕様書及び総合評価方式の運用等を参照のこと。
		○	建設キャリアアップシステム（C C U S）活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の試行対象である。受注者が希望する場合、活用試行を実施する。 ※詳細は、特記仕様書及び沖縄県企業局建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領による。
		○	「労務費見積み尊重宣言」促進モデル試行工事	本工事は、「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事の施工対象である。 総合評価方式における評価の担保として、受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う。詳細は、入札説明書、特記仕様書及び沖縄県企業局「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）の結成にあたっての要件

(1)	2 社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2 つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資比率は、30% 以上でなければならない。

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定 J V の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	代表構成員	土木工事業/水道施設工事業※	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体（以下「経常 J V」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。	
		その他構成員	土木工事業/水道施設工事業※		
(2)	等 級	代表構成員	特 A 等級	※構成員のうち、1 人以上が土木工事業と水道施設工事業の両方で登録されていること。	
		その他構成員	特 A 等級又は A 等級		
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	令和 7 ・ 8 年度			
(4)	許 可 区 分	代表構成員	特定建設業		
		その他構成員	建設業		
(5)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。				
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。				
(7)	施工計画（工程管理）が適正であること。				
(8)	自己評価表（別記様式 1）の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。				
(9)	入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県企業局競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。				
	ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (ア)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (イ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合				
	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 (ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 （i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 （ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 （iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役 （iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4）組合の理事 5）その他業務を執行する者であって、1）から4）までに掲げる者に準ずる者 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ロ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合				

(10)	<p>原則として、上記1～(12)に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合 (7) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。 (7) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (9) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>	
(11)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。	
(12)	取 扱 け 案 件	以下の工事を落札した者は、本工事の落札者となることはできない。 ・ 該当なし

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	施工実績	対 象 期 間	自 平成23年4月1日 至 令和8年10月19日		左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。	
		対 象 工 事	国内において、公共機関（国・県・市町村・公社等）が発注する同種工事について施工実績があること。 同種工事とは下記の要件を満たす施工実績を有すること。 (1)水道管路工事又は下水道管路工事であって、管種が鋼管又はダクタイル鋳鉄管であること。ただし、修繕等部分的な工事は対象外とする。			
		備 考	特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者以外の構成員の実績でも可とする。			
(2)	配置予定技術者	資 格 区 分	1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者		左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。	
		備 考	ア これと同等以上の資格を有する者とは、以下の(7)の要件を満たす資格を有する者をいう。 (7) 技術士（上下水道部門、総合技術監理部門「上下水道」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録をしている者。 イ 過去15年間（上記施工実績の対象期間）において、本工事と同種工事（上記施工実績の対象工事）に従事した経験を有する者。 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 エ 配置予定技術者にあつては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 オ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。			
(3)	そ の 他 の 条 件 <div>（右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）</div>		○	地域要件	(7) 沖縄県内 (i) 主たる営業所	左記の(7)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(i)に示す事業所が存在すること。
				経営事項審査評定値	(7) (i)	
			赤土等流出防止対策施工実績	対 象 期 間	自 至	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
				備 考	県発注工事及びJV構成員としての実績の扱いは、3-イ(1)備考に準ずる。	

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	配置予定技術者	資格区分	2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者		左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。
		備考	ア これと同等以上の資格を有する者とは、次の（ア）～（イ）のいずれかを満たす者をいう。 （ア）1級土木施工管理技士の資格を有する者 （イ）技術士（上下水道部門、総合技術監理部門「上下水道」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録をしている者。 イ 配置予定技術者にあつては、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。		
(2)	その他の条件 （右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）	○	地域要件	（ア）沖縄県内 （イ）主たる営業所	左記の（ア）に示す地域内に、建設業の許可を受けた（イ）に示す事業所が存在すること。
		／	経営審査 事項評定値	（ア） （イ）	申請期限日現在で左記の（ア）に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、（イ）に示す点数以上にあること。

4 入札手続等

(1) 入札手続	電子入札	本工事は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「10 電子入札に関する事項」を参照すること。				
	紙入札	紙入札への移行を希望する場合は、速やかに8-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県企業局電子入札運用基準（※）」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679 ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第2号） ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加承認申請書」（様式第1号）				
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和8年10月5日 ～ 至 令和8年10月29日				
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000				
	問い合わせ先	沖縄県企業局総務課 建設業務指導班		電話番号	098-866-2803	
(3) 審査に係る 自己評価表の提出	提 出 期 間	自 令和8年10月5日				

(5) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	令和8年10月29日（木） 8:30
		入 札 締 切	令和8年10月29日（木） 14:00
	持参による場合（紙入札）	持 参 日 時	令和8年10月30日（金） 10:50
		持 参 場 所	沖縄県企業局総務課 建設業務指導班
	入 札 の 方 法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のＩＣカードで必ず行うこと。	
紙入札時の注意事項	(1) 工事費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、企業局建設課建設第3班へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
	工事費内訳書の提出	(1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式自由)を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。 <u>なお、工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。</u> <u>※入札金額の内訳は、別添「重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）」及び「「労務費に関する基準」の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に記入すること。</u>	
(6) 入札の辞退等	自己評価表の提出後、都合により入札を辞退する場合、紙入札業者については入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)を提出すること。電子入札業者については、特段書面手続の必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。 また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに8-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」に基づく指名停止を行うことがある。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679		
(7) 開札日時	令和8年10月30日（金） 11:00	電子入札システムにより開札	
(8) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウまでの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）から3者を落札候補者とし、当該候補者から申請書等の提出を受けた上で、入札参加資格の確認（以下「事後審査」という。）を行う。 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ 評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。 ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 事後審査は、申請書等の提出を求めた者すべてについて行う。事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料不備等により評価値の減点があり落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。		

(9) 申請書等の提出	開札後、落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者に対し、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を発行し、以下のとおり証明資料の提出を求める。証明資料が重複する場合の取扱いについては、総合評価方式の運用（案）（※）を参照すること。 提出期限までに証明資料を提出しない者は、無効とする。 なお、当初証明資料の提出を依頼された者以外の者について審査の必要が生じた場合、証明資料の提出期限は該当者あて別途通知する。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679			
	通 知 日	令和8年10月30日（金） 17:00（予定） ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。		
	提 出 期 限	令和8年11月4日（水） 17:00		
	提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁12階） 沖縄県企業局建設課建設第3班 098-866-2814	提出 部数	2部
	提 出 方 法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。		
(10) 低入札価格調査制度に基づく ヒアリングの実施	申請書等の提出を依頼された者のうち、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下「追加資料」という。）の提出を求め、ヒアリングを実施する。 申請書等及び追加資料の提出並びにヒアリングを辞退する場合は、「追加資料提出辞退届（※）」を提出すること。 なお、低入札調査基準価格以上の入札を行った者については、ヒアリングを実施しない。			
	提 出 依 頼	開札後、 令和8年10月30日 17:00 （予定） までに対象業者あて連絡する。		
	追 加 資 料	・「追加資料様式（エクセル）」 ・「追加資料作成要領(PDF)」 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集よりダウンロード http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679		
	提 出 期 限	令和8年11月4日（水） 17:00		
	提 出 先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁12階） 沖縄県企業局建設課建設第3班 098-866-2814	提出 部数	2部
	提 出 方 法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。		
	ヒアリング 期 間	自 令和8年11月6日 至 令和8年11月6日	ヒアリング 場 所	沖縄県企業局会議室 所在地：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
	そ の 他	ヒアリング日時は、追って連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。		
	(11) 入札参加資格の確認 結果の通知	入札参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムで通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。 令和8年11月12日 （木） （予定）		
(12) 落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有していると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。			
(13) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 申請書等及び追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格及び施工体制の確認のため以外に、提出された申請書等及び追加資料を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。 エ 提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 オ 一旦提出した追加資料の修正等は認めない。 カ 提出期限を過ぎた場合、申請書等及び追加資料ともに受け付けない。 キ 提出期限後に書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は入札参加資格なしとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としない又は評価を下方修正をすることがある。 ク 4-(10)のヒアリング実施に当たり、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 ケ 申請書等又は追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。			

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、総合評価方式の運用のとおり。
(2) 評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書 1-(1)のとおり。
(3) 評価内容の担保	本工事の施工計画・企業の能力等に係る評価内容を担保するため、入札説明書 1-(3)の措置を講ずる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の 要否	☐	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。
		☐	以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条） 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。
	入札保証金 (現金の場合)	提出期限	令和8年10月29日 午後1時まで
		提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁2階） 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班 電話：098-866-2803
		提出方法	「入札保証金納付書発行依頼書」（※）を提出。 ※事前に電話連絡の上、納入通知書の発行を受け、金融機関で納付後、上記提出期限までに領収書（写）を提出すること。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679
	入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期間	公告日から 令和8年10月28日（水）17:00 まで
		提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁2階） 沖縄県企業局総務課 建設業務指導班
		提出方法	持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
		その他	保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	

(2) 契約保証金	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。</p>
-----------	---

7 その他の事項

(1) 配置予定技術者の 確認	落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について	専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事で、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、監理技術者とは別に3に定める要件と同一の要件を満たす技術者を1名、専任で現場に配置すること。施工中、当該技術者は監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。 なお、当該技術者に係る氏名その他必要な事項について、追加資料（様式5）にて報告し、資格要件を証明する資料を添付すること。	
(3) 支払条件	前 金 払	各会計年度出来高予定額の40%以内（債務負担行為工事等における契約締結年度での支払予定（有・無））
	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
	部 分 払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険等の要否	（要） ・ 否	
(5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。	
(7) 入札参加者等の 遵守事項	入札参加者は、「沖縄県企業局競争入札心得（※）」、「建設工事請負契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679	

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号</p> <p>沖縄県企業局 総務課 建設業務指導班</p> <p>電話：098-866-2803</p>
(2) 審査に係る提出資料に関すること	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号</p> <p>沖縄県企業局 建設課建設第3班</p> <p>電話：098-866-2814</p>
(3) 現場説明事項及び設計図書に関すること	以下の方法により書面で行う。	
	質 問 書 提 出 先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号</p> <p>沖縄県企業局 建設課建設第3班</p> <p>電話：098-866-2814</p>
	問 い 合 せ 先	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号</p> <p>沖縄県企業局 建設課建設第3班</p> <p>電話：098-866-2814</p>
	提 出 期 間	<p>令和8年10月5日（月）から 令和8年10月20日（火）</p> <p>※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
	回 答 方 法	<p>質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※（沖縄県電子入札ポータルサイト内）に掲載する。</p> <p>※ https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000</p>
		<p>期 間</p> <p>令和8年10月22日（木）～ 令和8年10月29日（木）</p> <p>※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>

9 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	「競争入札参加資格確認結果」の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県企業局 総務課 建設業務指導班
	提出方法	書面（様式自由）を持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
(2) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）
	提出先	沖縄県企業局 総務課 建設業務指導班
	提出方法	書面（様式自由）を持参又は郵送（提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。）。
(3) 再苦情申立て	上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。	
	<p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間</p> <p>受付窓口： 沖縄県企業局 総務課 建設業務指導班</p> <p>受付時間： 午前9時から午後5時まで</p>	
	<p>イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所</p> <p>沖縄県企業局 総務課 建設業務指導班</p> <p>電話 098-866-2803</p>	

10 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県企業局電子入札運用基準（※）」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※沖縄県企業局HP→公募・入札→例規集・様式集 http://www.eb.pref.okinawa.jp/koubo/679</p> <p>なお、電子入札システムは沖縄県の共通システムであり、運用詳細については下記ポータルサイトを参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html</p>		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達コールセンター 電話番号0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 <p>※失格基準価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。</p>	